福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）新旧対照表（第三条関係）

改正後	現行
（薬務課の所掌事務） 第三十一条の五　第七条第二項に規定する保健医療介護部薬務課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　麻薬係 イ　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）の施行に関すること。 ロ～ヘ　（略） （所掌事務） 第八十九条　福岡県筑紫保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。 一　総務企画課 イ　（略） ロ　企画指導係 (1)～(4)　（略） (5)　大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に関すること。 (6)～(34)　（略） 二～七　（略） 2～15　（略）	（薬務課の所掌事務） 第三十一条の五　第七条第二項に規定する保健医療介護部薬務課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　麻薬係 イ　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の施行に関すること。 ロ～ヘ　（略） （所掌事務） 第八十九条　福岡県筑紫保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。 一　総務企画課 イ　（略） ロ　企画指導係 (1)～(4)　（略） (5)　大麻取締法の施行に関すること。 (6)～(34)　（略） 二～七　（略） 2～15　（略）